別表(第５条関係)

<table>
<tr><td>基準※</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>基準1</td><td>伝統的工芸品「高岡銅器」「高岡漆器」「越中福岡の菅笠」に関わる素材、技術等が活かされた工芸都市高岡の魅力発信に寄与する製品であること。</td></tr>
<tr><td>基準2</td><td>・主として工芸素材以外のプラスチック（合成樹脂）等の化学製品を用いたものでないこと。
・建築と一体となる建築材料でないこと。
・店舗において不特定多数に使用されるものであること。</td></tr>
<tr><td>基準3</td><td>次の各項目について、該当する項目の点数の合計が、８点以上であること。
<table>
<tr><th>項目・配点</th><th>基準等</th></tr>
<tr><td>(1) 工芸素材(ただし、右欄に掲げる項目のうち２点を上限とする。)</td><td>・天然素材を用いたもの（１点）
・金属全般、漆及びその代替品、菅を用いたもの（２点）</td></tr>
<tr><td>(2) 工芸技術・技法（ただし、右欄に掲げる項目のうち２点を上限とする。）</td><td>・金工、漆工、菅細工で用いられる技術、技法を施したもの（１点）
・うち、国の伝統的工芸品としての金工、漆工、菅細工の技術により作成されたもの(２点)</td></tr>
<tr><td>(3) 製造地(ただし、右欄に掲げる項目のうち２点を上限とする。)</td><td>・製造過程の一部を市内で行ったもの（１点）
・全ての製造過程を市内で行ったもの（２点）</td></tr>
<tr><td>(4) 企画開発地（２点）</td><td>・市内で企画・開発されたもの（２点）</td></tr>
<tr><td>(5) 対象商品の種類（ただし、右欄に掲げる項目のうち２点を上限とする。）</td><td>・テーブルウエア（２点）
・室内装飾品（１点）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

※基準１から３までをいずれも満たすこと。